

～障害基礎年金を受給しているひとり親のご家庭の皆さま～

『児童扶養手当』の算定方法が変わります

令和3年3月分(令和3年5月支払)から手当額、支給制限に関する所得の算定方法が変更になります。

これまで、障害基礎年金等*を受給している方は、障害基礎年金等の額が児童扶養手当の額を上回る場合、児童扶養手当を受給できませんでしたが、令和3年3月分の手当以降は児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになります。

※国民年金法に基づく障害基礎年金、労働者災害補償保険法による傷害補償年金など。

手当を受給するための手続き

- ◇既に児童扶養手当の受給資格者として認定を受けている方は、原則、申請は不要です。
- ◇認定を受けていない方は村への申請が必要です。なお、令和3年3月1日より前であっても事前申請は可能です。

支給開始月

- ◇令和3年3月1日までに支給要件を満たしている方は、令和3年6月30日までに申請すれば、令和3年3月分の手当から受給できます。
- ◇令和3年3月分と4月分の手当は、令和3年5月に支払われます



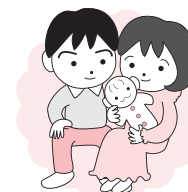
■問合せ 村教育委員会子育て支援課 ☎029-885-0340 (内) 231

産前産後期間の国民年金保険料が免除されます

国民年金第1号被保険者の産前産後期間の国民年金保険料が免除されます。産前産後期間として認められた期間は、保険料を納付したものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

※出産とは、妊娠85日(4カ月)以上の出産です。死産、流産、早産を含みます。

- ◆**免除期間** 出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間
多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間
- ◆**届出期間** 出産予定日の6カ月前から届出可能。
- ◆**届出先** 役場国保年金課(4番窓口)
- ◆**必要書類** 出産前の届出の場合は、母子健康手帳などが必要です。出産後の届出の場合は村で出産日を確認できるため原則不要ですが、被保険者とそのお子さんが別世帯の場合は、出生証明書など出産日および親子関係を明らかにする書類が必要です。



■問合せ 国保年金課年金係 ☎029-885-0340 (内) 117